

諮問番号：平成30年度諮問第7号

答申番号：平成30年度答申第7号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張

請求人は、対象児童に係る次の事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張しているものと解される。

本件診断書において日常生活能力の程度が全て自立とされているが、入浴は請求人の手を借りないと頭や体を洗うことができない。また、洗面は洗顔料をつけて洗うことができず、爪を切ることもできないので、生活面で一部援助が必要である。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 処分庁は、嘱託医師の判定を得て、本件診断書により、「知的障害等」、「発達障害関連症状」、「精神症状」及び「問題行動及び習癖」があるが、「日常生活能力の程度」がすべて「自立」とされていること、「要注意度」が「随時一応の注意が必要」とされていること等から、「知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」とまではいえず、認定基準に定める障害の状態に該当しないものとして原処分を行ったものである。

(2) 請求人の主張する事情については、本件診断書に「慣れない環境での日常生活には支援を要する」との記載があるものの、入浴や洗面等の日常生活の能力は「自立」となっており、「身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要なもの」とまでは判断することはできない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、本件診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 請求人は、対象児童について、前記第2の1に掲げる事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張しているものと解される。

仮に、請求人が主張する前記第2の1に掲げる事情があったものとして、本件診断書の内容を総合的に判断した場合には、「洗面」及び「入浴」の項目は

少なくとも「一部介助」になると解されるから、日常生活において一定の支援を要する状態にあることは認められることとなる。しかしながら、日常生活能力の程度は、全体としてみれば、「一部介助」の項目があったとしてもおおむね自立しているものと認められるから、知的障害の2級の基準である「食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」に該当するとまではいえない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成30年5月23日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月29日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害の程度は、認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで、本件診断書をみると、対象児童については、知的障害、高次脳機能障害及び学習障害があり、IQは49の「中度」とされ、発達障害関連症状として「相互的な社会関係の質的障害」及び「言語コミュニケーションの障害」があり、「言語でのコミュニケーションが充分とれない」状態にあると記載されている。また、「自閉」、「不安」及び「思考障害」の精神症状があり、問題行動及び習癖として「興奮」、「多動」及び「衝動性」があるとされ、「10才下の妹を叩いてしまう」と記載されており、精神医学的総合判定は「中度」とされている。しかしながら、発達障害関連症状のうち「限定した常同的で反復的な関心と行動」は「軽度」とされ、「日常生活能力の程度」はいずれの項目も「自立」であり、「要注意度」も「随時一応の注意が必要」とされるにとどまっている。これらの記載からは、認定基準にいう特段の不適切な行動と認められる事情はうかがわれず、よって同基準にいう「日常生活が著しい制限を受ける」状態にあるとまでは認められない。

他方、請求人は、本件診断書の記載内容を補足する事情として、前記第2の1に掲げる事情がある旨主張しているが、こうした事情及び学校での様子を考慮したとしても、上記障害等級2級に該当する状態にあるとまでは認められない。

以上のことから、対象児童について障害等級2級に該当するとまではいえない。

いとした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美